

「障がい者雇用の特例子会社制度の拡大」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 1 月 29 日  
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 1 月 27 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、2 月 2 日までにご回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

1. 障がい者と一般労働者が同じ職場で雇用されるインクルーシブな労働環境の実現を最終的には目指すにしても、まずは納付金の対象事業者を縮減し障がい者の雇用を少しでも多く生み出すことがまずもって重要との観点から、本日のワーキンググループで特区において制度化すると説明があった LLP（有限責任事業組合）を活用した障がい者雇用率の通算制度について、今国会の特区法改正で制度化するべく、事務局と調整して速やかに詳細な制度案を検討し、本ワーキンググループに示すこと。
2. LLP を用いた障がい者雇用率の通算制度の特例化を検討するに当たり、事業協同組合に係る算定特例の制度的な課題がどこにあると考えるか整理して本ワーキンググループに報告すること。
3. 1 と同様の観点から、中小企業が特区で共同出資会社（合同会社（LLC）や株式会社など）を設立した場合についても出資元企業と共同出資会社とが障がい者雇用率の通算制度の対象となるよう、設立時における出資者全員による事業目的等に係る合意、定款の記載、株式の議決権、加入・脱退、事業の内容、納付金の分担ルールなど一定の条件を付すなどした上で、今国会にて特例措置を設けること。
4. 以下の項目について確認の上、上記期限とは別に極力速やかに回答を示すこと。
  - 特例子会社制度（グループ適用）は、グループにおいて社団法人や財団法人などを創設した際にも通算の対象になるのか。
  - 事業協同組合等算定特例について、匿名組合、任意組合、企業組合、商工組合などの他の組合形態を認めていない理由。
  - 日本標準産業分類ごとの障がい者雇用率の状況。
  - 企業の規模別の障がい者雇用率の状況。

以上

【回答】

〈1について〉

- LLPの制度案については、障害者の雇用の促進と安定に資するよう、現在慎重かつ丁寧に検討しているところである。

〈2について〉

- 事業協同組合等算定特例が活用されていない理由としては、中小企業による障害者の直接雇用が進んでおり、事業協同組合等算定特例を活用するニーズがあまりなかったこと等が考えられる。納付金制度の対象が200人以上の企業から100人以上の企業となったのが昨年4月からであり、本特例の活用について相談が増えていると聞いている。このため、今後活用されることが見込まれる。

〈3について〉

- 前回ご説明したとおり、共同出資会社方式の特例の創設については、検討すべき様々な課題があるほか、障害者当事者・障害者団体等のご理解を得る必要があり、今国会で措置を行うことは困難である。

〈4について〉

- (1) 法律上特定関係会社は「株式会社」であることが必要とされており、社団法人や財団法人を特定関係会社とすることはできない。
- (2) 事業協同組合等算定特例は、組合員を構成する中小企業の事業主と組合全体とで合算して雇用率を算定するものである。このため、組合員が雇用した労働者を組合が雇用したものとみなすことが可能か否かといった法制的な観点、障害者雇用の促進に逆行するものにならないかといった観点から、組織のガバナンス等についてきちんとした規定のある特別の法律により設立された組合のうち、特例の対象として適切なものを対象としている。具体的には、
  - ・ 設立・解散に関する特別な手続の有無
  - ・ 業務の運営方法
  - ・ 組合員の業務への参加
  - ・ 会計帳簿や財務諸表の保存
 等、多面的に検討し、対象の組合を決めている。  
 なお、現在も商工組合を活用することは可能である。

(3) 産業区別の法定雇用率達成企業割合は以下の通りである。

産業区分	農、林、漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
実雇用率	61.7%	60.3%	47.0%	54.6%	45.7%	26.4%	52.6%	36.2%	40.4%

産業区分	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	産業計
実雇用率	33.1%	33.8%	43.4%	39.5%	37.6%	59.9%	45.6%	43.6%	47.2%

(4) 企業規模別の法定雇用率達成企業割合は以下の通りである。

規模区分	50～100人未満	100～300人未満	300～500人未満	500～1000人未満	1000人以上	規模計
実雇用率	44.7%	50.2%	44.0%	44.6%	55.0%	47.2%